

「綾瀬川に関する古文書を読む」解説編

1) 金子家文書について

金子家文書は、武蔵国足立郡丸ヶ崎村（現・さいたま市見沼区丸ヶ崎周辺）に係わる文書で、年号があきらかな資料でみると寛文八年（1668）から慶応元年（1865）に至る197年間に及ぶ文書群である。

2) テキストについて

農業に経済の基盤を置く江戸時代では、農民が安心して農耕を行い、生活するための治水と利水対策に尽力することが、幕府や領主の重要な課題とされていた。日常的な河川・用悪水の維持管理は勿論のこと、大雨による河川の決壊に伴う被害の復旧など、「普請」は、頻繁に行われていた。河川や用悪水、道路や橋は、一村のみが受益するのではなく、沿線の村々が受益することも多いため、複数村にまたがる場合は、関係する村々の間で組合が結成されることもみられた。

本テキストに見られる綾瀬川は、足立郡・埼玉郡の境界をなしており、もともとは荒川の西側を流路としていた。そのため荒川が溢水すると、綾瀬川流域には甚大な被害が生じやすかった。関東郡代伊奈氏により備前堤が築かれ、その後荒川の付け替えが行われると、綾瀬川流域の洪水被害は減少したという。しかし、予想を超えた増水などの際は備前堤が破れ、下流の村々は甚大な被害に見舞われた。一方、旱魃の際にも水不足に悩まされるという「水旱両患の憂いのある河川」（『大宮市史 第三巻中 近世編』）でもあった。

本テキストは、綾瀬川流域の下瓦葺村に築かれている堤防を嵩上げすることで争論になり、明和4年(1767)10月、評定所の裁定によって堤の元の形を示す杭が3ヶ所に打ち込まれることになったという内容を記した証文である。杭を打ち込む場所と杭の高さが具体的に決められている。その杭が腐ったので、相談の上、新たに打ち直すことになったのが、安永9年(1780)8月の「一札之事」である。

3) 語句について

- ・下瓦葺村…足立郡南部領の一村。正保～元禄年間(1644～1704)に、瓦葺村が上瓦葺村・下瓦葺村・本瓦葺村に分村して成立。はじめ幕領、元禄11年(1698)からは旗本前田氏の知行地。村高は265石余（「天保郷帳」）。明治7年(1874)、上瓦葺村・本瓦葺村と合併して瓦葺村となる。
- ・綾瀬川…中川水系の1級河川。近世初頭の水源は、鴻巣市下谷地内の低湿地で、現在の赤堀川と呼ばれる流路であったが、現在は上尾市原市沼、蓮田市高虫、伊奈町小針領家などに源を発し、下蓮田で合流し、さいたま市内のから越谷市・草加市を経て八潮市で毛長堀に合流し、東京都内で中川放水路に合流している。同川は、荒川の西を流下する関係もあって、荒川が氾濫するたびに流域一帯に多大な被害を与えていた。この問題を解決することになったのが「備前堤」である。
- ・水除堤…「みずよけつつみ」と読み、洪水から田畑や家居を保護するために河川の両

- 岸に設ける堤の意。大半は土堤だが、石堤・砂利堤・砂堤などもみられる。
- ・御定杭…御公儀が決めた基準となる杭のこと。「御」は「お」や「ご」と読み、「御公儀の」という意味。
 - ・為取替証文…「取り替わし証文」と読み下し、「取り交わした証文」という意味。「取為替」も「とりかわし」と読むが、こちらは遠隔地送金に手形を用いる方法を指す。
 - ・上置…馬踏（うまふみ）の上に土を盛って、堤の高さを増す方法。「笠置」「重ね」とも称す。上置すると馬踏の部分が狭くなるので、腹付（法面に一定の厚みを加えること）も併せて行っていた。馬踏は、堤の上の平らな部分のことで、道として利用していた。
 - ・出入…近世では、紛争の意で用いられた。特に、原告の訴状提出をまっけてはじめて相手方を呼び出し、指定日（差日）に原告被告双方を対決せしめて判決を与える手続きを採る裁判方式（出入筋）を指す。民事的裁判であるが、訴訟内容によって金公事・^{かおくじ}本公事・^{ほんくじ}仲間事に分類され、仲間事のみ裁判の対象外とされた。
 - ・牧野大隅守…牧野大隅守成賢のこと。宝暦 11 年(1761)12 月 9 日、勘定奉行に就任。明和 5 年(1768)5 月 26 日、南町奉行に転任。
 - ・吟味…物事をよく調べること、罪状を調べ糺すこと。詮議や取締、監督の意味で用いることもあった。
 - ・猶又…「猶亦」とも表記し、「それに加えて」という意味。
 - ・改…語の下につく場合は、調べ正すことの意。ちなみに、語の上につく場合は、新規・更改などの意味をあらわす。
 - ・御普請役…「普請」は、道路や架橋などの土木工事、さらに建築工事一般を指し、それに「御」の文字がつくと、幕府や領主が材料や費用の一部ないしは全部を負担する土木工事を意味する。その工事を監督・検分するのが「御普請役」である。
 - ・湯川嘉兵衛…御普請役の一人。
 - ・高橋八十八…御普請役の一人。
 - ・御評定所…訴訟裁決の最高機関として、寛永 12 年(1635)に設置された。寺社奉行・勘定奉行・町奉行の三奉行が担当する評定所一座、大目付・目付・掛奉行各 1 名による三手掛、大目付・目付・三奉行各 1 名による五手掛というように、訴訟内容によって担当者数が決まっていた。評定所で扱う訴訟は、評定公事(原告・被告が奉行の管轄を異にしている民事事件)と詮議物(重要事件または上級武士の糾問を行う刑事事件)であった。
 - ・御裁許御証文…判決のための文書のこと。「裁許」は、訴訟の判決を与えることを意味する。
 - ・一統…「一同」の意。一つにまとめ合わせることも指す。
 - ・奉畏候…「かしこみたてまつりそうろう」と読み、謹んで承るという意味。
 - ・熟談…よく相談し合うこと。話し合いで事件や問題の解決を図ること。
 - ・此訳ケ…内訳に移るところで用いる表現。
 - ・下ヶ札…文書や帳簿の下の周縁の部分に貼り下げた紙の札のこと。

- ・五分…約 1.5 cm。1 分は約 0.3 cm。
- ・三尺五寸…約 105 cm。1 尺は約 30 cm、1 寸は約 3 cm。
- ・見沼代用水路…関東平野最大の農業用水。流域は、下中条村(熊谷市)～千住掃部宿(東京都)まで約 24 里ある。享保 13 年(1728)に開削され、東縁用水と西縁用水がある。
- ・九間…約 16.2m。1 間は約 1.8m。
- ・又候…「またぞろ」と読み、「なんとまたもや、こりもせずにもう一度」の意。
- ・高割…村が賦課された諸役または入用(支出する経費のこと)を、百姓各人の持高に応じて割りふること。高割に対して、負担する人数で割ることを「面割」、家数で割ることを「軒割」という。江戸時代中期頃までは面割や軒割が多かったが、負担の公平性などから高割が主流になっていった。
- ・為後証…「後証(ごしょう・こうしょう)の為」と読み下し、「後日の証拠のため」「今後の証拠のため」という意味。証書類の書き止め表現。
- ・連印…一通の文書に、承認の意で、二人以上の者が連名で署名・捺印すること。
- ・仍而如件…「よってくだんのごとし」と読み、「したがって以上の通りでございます」という意味。文書の書き止め文言。
- ・下蓮田村…埼玉郡岩槻領の一村(現在の蓮田市(大字)蓮田周辺)。元荒川と綾瀬川に挟まれた地域。岩槻藩領、幕領、川越藩領を経て、幕領となる。村高は 558 石余(「天保郷帳」)。明治 7 年(1874)に上蓮田村と合併し、蓮田村となる。
- ・小室村…入間郡河越領の一村(現在の川越市(大字)小室周辺)。はじめ旗本三枝氏の知行、元禄 11 年(1698)から川越藩領。村高は 402 石余(「天保郷帳」)。明治 22 年(1889)、田面沢村の大字となる。
- ・上瓦葺村…足立郡南部領の一村(現在の上尾市瓦葺周辺)。綾瀬川右岸の台地上に位置する。正保～元禄年間(1644～1704)に、瓦葺村が上瓦葺村・下瓦葺村・本瓦葺村に分村して成立。旗本阿部・伏見・小川 3 氏の相給。村高は 306 石余(「天保郷帳」)。明治 7 年(1874)、上瓦葺村・本瓦葺村と合併して瓦葺村となる。
- ・深作村…足立郡南部領の一村(現在のさいたま市見沼区深作周辺)。近世初頭は旗本森川氏の知行や岩槻藩領などであったが、正保元年(1644)に幕領・岩槻藩領・旗本森本氏の 4 給となり、宝永 3 年(1706)からは幕領と旗本 3 氏の相給地となった。村高は 1,160 石余(「天保郷帳」)。明治 25 年(1892)、春岡村(現在のさいたま市見沼区春岡)の大字となる。
- ・一札…一通の書付・証文・手形の総称。内容はさまざまだが、水論・山論・村方出入の後の申合せや詫び状などで用いられた。
- ・異論…異議のこと。
- ・末々…「すえずえ」と読み、「後々ずっと」の意。

4) 参考文献

- 大宮市立博物館研究紀要 第 8 号(1999 年)
『角川日本地名大辞典11埼玉県』(角川書店、1980年)